

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【公表番号】特表2011-513718(P2011-513718A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-548023(P2010-548023)

【国際特許分類】

G 0 1 N 1/10 (2006.01)

G 0 1 N 1/28 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 1/10 B

G 0 1 N 1/28 J

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月24日(2012.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血液(19)を吸収し、血液成分、例えば血漿をサンプル液体(2)として分離する装置(1)であって、前記血液(19)を受け入れる供給器具(13)と、血液成分を前記サンプル液体(2)として分離する分離器具(15)と、好ましくは毛管力だけで前記サンプル液体(2)を吸収するチャネル(3)と、前記チャネル(3)に前記チャネル(3)の入口又は供給領域(18)で前記サンプル液体(2)を充填する充填器具とを有する装置において、

前記分離器具(15)、特にメンブレン(15)及び/又は前記供給領域の底は、ドーム状であり、特に凸状に湾曲していて、前記凸の形の頂点が充填方向において前記充填器具中に突き出ており、前記充填器具の底、特に前記チャネル(3)の底からの分離器具(15)、特にメンブレン(15)の離隔距離が、1~100ミクロン、特に10~25ミクロンである、

ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記分離器具(15)は、これを前記装置内に挿入する前に成形により凸の形にされる、

請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記分離器具(15)は、漏斗形保持要素(31)に取り付けられている、

請求項1記載の装置。

【請求項4】

前記保持要素(31)は、その中央領域に開口部(32)を有する、

請求項3記載の装置。

【請求項5】

前記凸の形は、可動パンチ又はラム(28)によって作られる、

請求項1記載の装置。

【請求項6】

前記パンチは、位置決め部材によって動くことができ、血漿の流れは、前記位置決め部材の作動によって動かされる、

請求項 5 記載の装置。

【請求項 7】

前記パンチ(28)は、前記メンブレンに接触するその端部がドーム状になっている、請求項 5 又は 6 記載の装置。

【請求項 8】

前記装置(1)は、キャリヤ(6)及びカバー(7)を有し、前記チャネル(3)は、前記キャリヤと前記カバーとの間に形成され又は前記キャリヤ及び前記カバーによって形成される、

請求項 1 記載の装置。

【請求項 9】

前記装置は、パンチ(28)を備えたカバー要素(33)を有する、
請求項 8 記載の装置。

【請求項 10】

前記カバー要素(33)は、前記装置(1)の製造中、前記カバー(7)に取り付けられる、

請求項 9 記載の装置。

【請求項 11】

前記カバー要素(33)は、前記パンチ(28)の側方に、トラフ状開口部(14)を有し、液体が前記トラフ状開口部を通って前記供給領域(18)中に導入可能である、

請求項 9 又は 10 記載の装置。

【請求項 12】

前記パンチ(28)は、トラフボア(32)を有し、サンプル液体(2)は、前記トラフボアを通って前記供給領域(18)に導入可能である、

請求項 9 又は 10 記載の装置。

【請求項 13】

前記パンチの側壁(26)は、内壁の表面上に設けられたデフレクタ要素、例えば隆起部(10)を有する、

請求項 12 記載の装置。

【請求項 14】

前記パンチ(28)又は前記カバー要素(33)は、付形インサートとして構成され、3次元形状の前記分離器具(15)は、その形状を呈する、

請求項 9 ないし 13 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 15】

血液(19)を吸収し、血液成分、例えば血漿をサンプル液体(2)として分離する装置(1)であって、前記血液(19)を受け入れる供給器具(13)と、血液成分を前記サンプル液体(2)として分離する分離器具(15)と、好ましくは毛管力だけで前記サンプル液体(2)を吸収するチャネル(3)と、前記チャネル(3)に前記チャネル(3)の入口又は供給領域(18)で前記サンプル液体(2)を充填する充填器具とを有する装置において、

前記供給領域(18)の下側境界面は、前記分離器具(15)の方向にドーム状になつてあり、それによりインターフェイスと前記分離器具との間の毛管距離が減少する、
ことを特徴とする装置。

【請求項 16】

前記供給領域(18)のところの前記チャネル(3)の底又は収集チャンバ(20)の底は、前記分離器具(15)の固定平面を越えてドーム状になつてあり、前記分離器具は、充填方向とは逆の方向にドーム状になつてている、

請求項 15 記載の装置。